

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|--|
| 件名 | マイナポータルびったり電子申請サービスの利用に係る外部結合について (手続の追加) |
|----|--|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機の結合）

（担当部課：地域振興部戸籍住民課）

事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 行政手続のオンライン化等の推進 |
| 担当課 | 戸籍住民課 |
| 目的 | 転出・転入手続の時間短縮及びワンストップ化により行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図るため。 |
| 対象者 | マイナポータルぴったり電子申請サービスを利用して、転出届及び転入（転居）の予定連絡を行う者。 |
| 事業内容 | <p>1 概要</p> <p>国は令和2年12月に策定した「デジタル・ガバメント実行計画」において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続の内、特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続については、原則マイナポータルの基盤を活用することとされた。そのため、区では、対象手続等において、マイナポータルぴったり電子申請サービスを活用し、電子申請手続きの検索から申請まで一貫したサービスを提供することで、区民サービスの向上、行政事務の効率化等を推進している。（令和3年度第9回本審議会承認・了承済。）</p> <p>この度、デジタル社会形成整備法^{※1}の公布により住民基本台帳法が改正され、マイナンバーカード所持者の転出・転入手続のワンストップ化を推進することとされた。このため、新たにマイナポータルぴったり電子申請サービスを活用して転出・転入（転居）手続きのワンストップ化を実現し、区民サービスの向上及び行政手続のデジタル化の推進を図るものである。</p> <p>2 手続きの流れ</p> <p>資料23-1のとおり</p> <p>3 本審議会への付議内容</p> <p>総合行政ネットワークシステム（LGWAN）を介した地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への外部結合</p> <p>4 実施時期</p> <p>令和5年2月6日から</p> <p>※個人情報の流れは、資料23-2のとおり</p> <p>※1：デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律</p> |

件名 マイナポータルびったり電子申請サービスの利用に係る外部結合について (手続の追加)

※太字ゴシック(下線)が、令和3年度第9回本審議会承認済の内容からの変更箇所

| | |
|-------------------------|---|
| 保有課(担当課) | 戸籍住民課 |
| 登録業務の名称 | 住民基本台帳 |
| 結合される情報項目(だれの、どのような項目か) | <p>1 対象 マイナポータルびったり電子申請サービスを利用して、転出届及び転入(転居)の予定連絡を行う者</p> <p>2 情報項目 資料23-3のとおり</p> |
| 結合の相手方 | 地方公共団体情報システム機構(J-LIS) |
| 結合する理由 | <p>マイナポータルびったり電子申請サービスは、国がシステムを構築し、日本全体で共同利用することで高品質なサービスの提供を実現している。</p> <p>このサービスを活用することで、転出・転入(転居)手続の時間短縮及びワンストップ化により行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図ることができるため。</p> |
| 結合の形態 | 総合行政ネットワーク(LGWAN)を介し、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)のサーバと、区イントラネットパソコン(LGWAN端末)を接続する。 |
| 結合の開始時期と期間 | <p>令和5年2月6日から(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)</p> <p>※上記相手方との外部結合は、令和4年3月から行っている。</p> |
| 情報保護対策 | <p>【運用上の対策】</p> <p>1 国策定の情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 区と地方公共団体情報システム機構間で接続するネットワークは、行政専用のLGWAN回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。</p> <p>2 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。</p> <p>3 インターネット側と地方公共団体情報システム機構内ネットワークとは分離するとともに、ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、ウイルス対策等を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・改ざん等の各種不正攻撃を防御する。</p> <p>4 地方公共団体情報システム機構内の機器等は冗長構成(信頼性向上のため予備機を設置)とする。また、入退室管理、データへのアクセス制限等により、マイナポータルびったり電子申請サービス内部からの情報資産の危殆化を防止する。</p> |

- | | |
|--|---|
| | <p>5 <u>マイナポータルびったり電子申請サービスへのサービス利用における区 のシステム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等について、 監視・アクセス等のログを記録する。ログは必要に応じて分析を行う。(情 報セキュリティアドバイザーからの助言)</u></p> <p>6 業務担当職員ごとに交付される ID・パスワードやアドレス情報等により、 システムにアクセスできる者を限定し、第三者（他の自治体・他の業務担 当者等）による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。</p> <p>7 利用者に交付される電子証明書やパスワードにより、第三者による個人 情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。</p> |
|--|---|